茨城カテーテル治療メディカルスタッフ研究会　会則

第１条（名称）
本会は茨城カテーテル治療メディカルスタッフ研究会と称する

第２条（事務局）
本会の事務局は筑波大学附属病院内に設置するものとし、事務局は本会運営に関する総務を担当する。

第３条（目的）
本会は茨城県内のカテーテル治療に携わる医療者の職種の垣根をこえた研究会を目指し、各疾患患者に対して有効かつ安全なカテーテル治療を行う為の情報交換や、カテーテル治療に関する知識・技術の共有を目的とする。

第４条（事業）
本会は前条の目的を達成する為に以下の事業を行う。
（1）研究発表会、講演会、症例検討会、ビデオライブデモンストレーションの開催
（2）原則として年１回程度、（1）で掲げた本会主催の事業を開催する。
（3）その他、本会の目的達成に必要とされる事業

第５条（会員）
本会には次の役員をおくものとする。
（1）アドバイザー　若干名
（2）代表世話人　　１名
（3）世話人　　数名（本会の運営に支障がない程度）

第６条（役員の職務）
（1）代表世話人は本会を代表し、会務を総括する。
（2）アドバイザーは本会が行う事業に協力し、他役員とともに本会の維持に努める。
（3）代表世話人は世話人を代表し、役員会の議事を司り、この会則に定める事項の他、本会の維持と重要事項を審議する。
（4）世話人は代表世話人と共に役員会を組織し、この会則に定める事項の他、本会の維持と重要事項を審議する。

第 7 条（役員の選出）
本会の役員は発起時の役員を基に構成され、委嘱するものとする。
（1）新役員は現役員の推薦により候補となり、役員会の承認を経て選出し、委嘱するものとする。
（2）代表世話人は役員の中から選出する。
（3）役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 8 条（役員会）
（1）役員会は、代表世話人、世話人を持って構成する。
（2）役員会は、代表世話人が議長となる。
（3）役員会は、構成員 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の可否により成立する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 9 条（会計）
（1）本会の運営費は次のものをもってそれに充当する。
1. 本会が主催する事業への参加費
2. 補助金・寄付金および協賛金
（2）本会が主催する事業の運営費以外は支払わないものとする。
（3）本会の決算は代表世話人、世話人の承認を受けるものとする。
（4）会計年度は 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日までとする。

第 10 条（その他）
本会則に定めるものの他、本会の運営その他必要な事項は役員会の決定により定める。
本会則は役員会の議決により改正することができる。また、細則や内規を別に定めることができる。

（附則）
本会則は 2023 年 8 月 24 日より施行し、同日の役員会の承認をもって成立とする。
運営組織の役員は、次の通りとする。